

◆児童扶養手当の額および支払日

対象児童数	全部支給		一部支給			
第1子（本体額）	43,160円		43,150円～10,180円			
第2子加算額	10,190円		10,180円～5,100円			
第3子以降加算額	6,110円		6,100円～3,060円			

支払期	5月期	7月期	9月期	11月期	1月期	3月期
支払日	5月11日	7月11日	9月11日	11月11日	1月11日	3月11日
支給対象月	3～4月	5～6月	7～8月	9～10月	11～12月	1～2月

◆所得による支給制限および手当を受ける手続き

受給資格者、その配偶者または扶養義務者の前年の所得が、それぞれ一定以上ある場合は、手当の支給が停止されます。また、手当を受けるためには、認定が必要ですので、福祉事務所子育て支援係窓口で必要書類を添えて請求の手続きをしてください。これらの手当は、受給資格があっても請求しない限り支給されませんのでご注意ください。※詳しくはお問い合わせください。

●問合せ 福祉事務所 子育て支援係 ☎75-4961



国民健康保険

限度額適用認定証 標準負担額減額認定証 の更新 限度額適用・標準負担額減額認定証



現在お持ちの限度額適用認定証等は、令和2年7月31日で有効期限が切れます。

7月20日より更新申請受付を開始しますので、現在も入院中などで引き続き認定証が必要な方は、8月31日までに更新手続きをされますようお願いいたします。

※ この認定証は交付を受けた月の初日から有効になります。

※ 国民健康保険税に未納があると交付できない場合があります。

●更新手続き期間 7月20日（月）～8月31日（月）

●必要書類 国民健康保険証、限度額適用認定証等、本人確認書類、
長期入院（90日を越える入院）の方は入院日数が確認できる領収書等

●更新手続き場所 うきは市役所 市民生活課 国保・年金係／うきは市民センター 2階 浮羽市民課

70歳以上の方については、住民税非課税の方と現役並みⅠ（注1）またはⅡ（注2）の方が認定証の交付対象となります。なお、70歳未満の方については全員が交付対象です。

（注1）課税所得が145万円以上の方

（注2）課税所得が380万円以上の方

★認定証の交付を受けておらず上限額を超えて支払われた場合、後日、高額療養費として払い戻しの申請をすることができます。申請には領収書、通帳等が必要です。

<郵送での申請について>

今年度は郵送での更新申請受付を行います。郵送で申請される場合は、申請書にご記入いただき上記必要書類のコピーを添えて、市役所国保・年金係までお送りください。なお、個人番号を記入されたら個人番号が確認できる書類（マイナンバーカード等）のコピーが必要です。新しい限度額認定証等は住民票のご住所宛に送付いたします。

申請書が必要な場合は、国保・年金係までご連絡ください。申請書は、うきは市ホームページからもダウンロードできます。

●問合せ・送付先

〒839-1393 うきは市吉井町新治316番地

うきは市役所 市民生活課 国保・年金係 ☎75-4973